

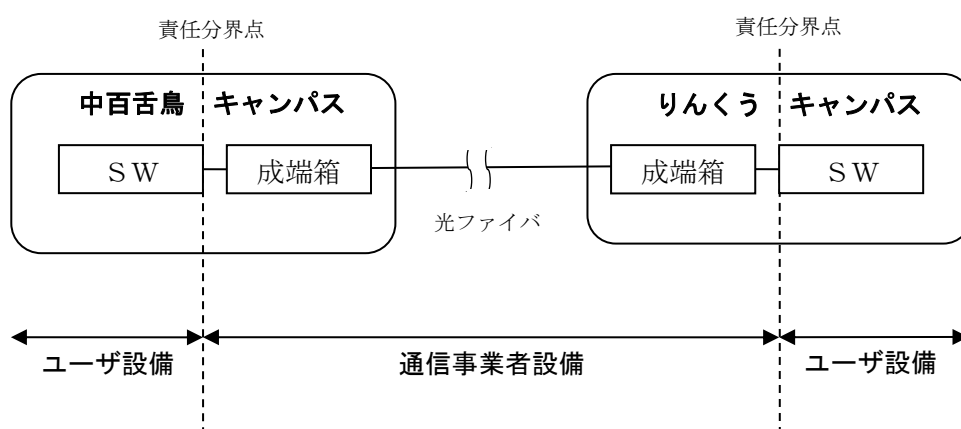
仕 様 書

1 件名：中百舌鳥キャンパス～りんくうキャンパス及び羽曳野キャンパス間の光ファイバ賃貸借契約

(1) 中百舌鳥キャンパス～りんくうキャンパス間

1 責任分界

光ファイバ成端箱のユーザ側インターフェース（屋内用光ファイバの末端）を責任分界点とする。



2 光ファイバ区間：

区 間	
(自)	(至)
大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス (大阪府堺市中央区学園町1-1) 学術情報センター3F 主計算機室	大阪府立大学 りんくうキャンパス (大阪府泉佐野市りんくう往来北1-58) 獣医学舎2F 情報管理室

3 芯線数：4本

4 光ファイバの性能：

- 1) 光ファイバ種類：シングルモードダークファイバ (SM)
- 2) 10GBASE-ER および 1000BASE-LX40 での通信が可能であること。

5 設置条件

- 1) インターフェース：SCコネクタ
- 2) 成端箱から屋内用の光ファイバの長さ：20m
- 3) 成端箱の設置場所
 - a) 中百舌鳥キャンパス
大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス 学術情報センター3F 主計算機室
 - b) りんくうキャンパス
大阪府立大学 りんくうキャンパス 獣医学舎2F 情報管理室
- 4) 光ファイバの引き込み
 - a) 中百舌鳥キャンパス
大阪府立大学 学術情報課が指定するキャンパス内管路より入線すること。
 - b) りんくうキャンパス
りんくうタウン共同溝より入線すること。

6 障害時の対応

- 1) 光ファイバ区間を含む障害が発生した場合、光ファイバ区間かどうかの1次切り分けは大学側で実施する。
- 2) 導入する光ファイバを利用するネットワークサービスは24時間運転を前提としている。光ファイバの障害発生時には、休日、祝日、夜間等にも迅速な対応ができる保守体制が確立されていること。
- 3) 障害受付窓口が24時間365日対応していること。
- 4) 光ファイバの障害が発生した場合、迅速（原則として通報後1時間以内）に適切な対応を開始し、復旧措置を取れること。

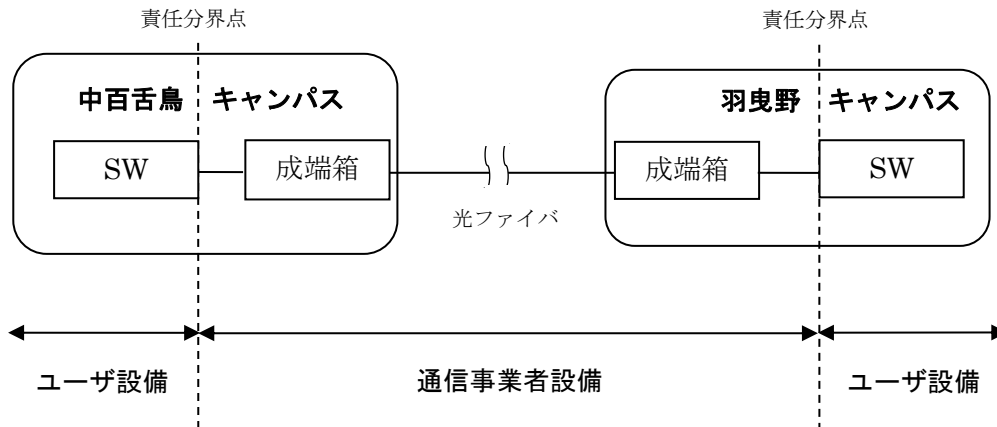
7 その他

- 1) 光ファイバ設置等の際は、本学施設に損傷を与えないよう十分な注意をすること。
- 2) 光ファイバ設置等の際は、事前に施設課及び学術情報センターと十分協議の上、実施すること。また、安全管理には特に注意すること。
- 3) 光ファイバ設置等に要する機材、消耗品等は受注者負担とするが、発注者の故意又は過失による設置の損傷については、発注者の負担とする。
- 4) 本学が光ファイバの仕様変更を申し出た場合は、機器等の変更に対応するものとし、変更契約金額は協議のうえ決定すること。
- 5) 借期間終了後の機器の撤去に関わる作業と費用は受注者の負担で行うこと。
- 6) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は受注者と発注者が双方協議してこれを決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。

(2) 中百舌鳥キャンパス～羽曳野キャンパス間

1 責任分界

光ファイバ成端箱のユーザ側インターフェース（屋内用光ファイバの末端）を責任分界点とする。



2 光ファイバ区間：

区 間	
(自)	(至)
大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス (大阪府堺市中区学園町1-1) 学術情報センター3F 主計算機室	大阪府立大学 羽曳野キャンパス (大阪府羽曳野市はびきの3-7-30) N棟1F CPU室

3 芯線数：4本

4 光ファイバの性能

- 1) 光ファイバ種類：シングルモードダークファイバ（SM）
- 2) 10GBASE-ER および 1000BASE-LX40 での通信が可能であること。

5 設置条件

- 1) インターフェース：SCコネクタ
- 2) 成端箱から屋内用の光ファイバの長さ：20m
- 3) 成端箱の設置場所
 - a) 中百舌鳥キャンパス
大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス 学術情報センター3F 主計算機室

b) 羽曳野キャンパス

大阪府立大学 羽曳野キャンパス N棟1F CPU室

4) 光ファイバの引き込み

a) 中百舌鳥キャンパス

大阪府立大学 学術情報課が指定するキャンパス内管路より入線すること。

b) 羽曳野キャンパス

大阪府立大学が指定するキャンパス内管路より入線すること。

6 障害時の対応

- 1) 光ファイバ区間を含む障害が発生した場合、光ファイバ区間かどうかの1次切り分けは大学側で実施する。
- 2) 導入する光ファイバを利用するネットワークサービスは24時間運転を前提としている。光ファイバの障害発生時には、休日、祝日、夜間等にも迅速な対応ができる保守体制が確立されていること。
- 3) 障害受付窓口が24時間365日対応していること。
- 4) 光ファイバの障害が発生した場合、迅速（原則として通報後1時間以内）に適切な対応を開始し、復旧措置を取れること。

7 その他

- 1) 光ファイバ設置等の際は、本学施設に損傷を与えないよう十分な注意をすること。
- 2) 光ファイバ設置等の際は、事前に施設課及び学術情報センターと十分協議の上、実施すること。また、安全管理には特に注意すること。
- 3) 光ファイバ設置等に要する機材、消耗品等は受注者負担とするが、発注者の故意又は過失による設置の損傷については、発注者の負担とする。
- 4) 本学が光ファイバの仕様変更を申し出た場合は、機器等の変更に対応するものとし、変更契約金額は協議のうえ決定すること。
- 5) 貸借期間終了後の機器の撤去に関わる作業と費用は受注者の負担で行うこと。
- 6) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は受注者と発注者が双方協議してこれを決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。